

「箱根温泉」ロゴマークの使用に係る取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「箱根温泉」の地域団体商標登録を目的として作成したロゴマークの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマークに関する権利）

第2条 ロゴマークに関する著作権その他一切の権利は、箱根温泉旅館ホテル協同組合（以下「組合」という。）に帰属する。

（ロゴマークの使用）

第3条 ロゴマークを使用することのできる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 組合に加入している組合員
- (2) 組合員と協働して箱根温泉が一体となった取組みを実施することを目的とする団体
- (3) その他組合が使用を認める団体
- (4) 組合員でない事業所等の内、申請により組合が使用を認めた者

2 前号第3号の規定にかかわらず、ロゴマークを使用する団体等が次の各号に該当する場合は、使用できないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う団体等
- (3) 組合又は組合員の信用又は品位を害すると認められる団体等
- (4) その他組合が適当でないと認める者

（使用料等）

第4条 ロゴマークの使用は、無料とする。

2 ロゴマークの使用に係る経費は、当該使用者の負担とする。

（使用の申請）

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、所定の申請書（様式 1）と使用例を提出し、組合の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 組合員が使用する場合
- (2) 組合が依頼し、使用する場合
- (3) その他使用承認の手続きを必要としないと組合が認めた場合

(使用承認)

第6条 組合は前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用の可否を決定したときは、所定の通知書(様式 2)により申請者に通知するものとする。

この場合において、組合は必要があると認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用上の順守事項)

第7条 ロゴマークを使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、組合の指示する条件にしたがうこと
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 組合が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること
- (4) 商標登録出願を行わないこと

(承認内容の変更、取消し等)

第8条 使用者は、ロゴマークの使用承認の内容を変更しようとするときは、所定の変更等申請書(様式 3)を組合に提出し、その承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、所定の通知書(様式 4)により申請者に通知するものとする。

3 組合は、ロゴマークの使用がこの要綱、または、承認内容に違反していると認められるときは、所定の通知書(様式 5)をもって通知し、当該承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた団体等に損害が生じて、組合はその責を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第9条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではなく、また、使用者又は使用対象物等について組合又は組合員が推奨するものではない。

(損失補償等の責任)

第10条 組合は、ロゴマークの使用に起因する損失補填等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した物の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際し、故意又は過失により組合に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を組合に賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、 年 月 日から適用する。